

就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

就労系サービスの全事業所におかれましては、前年度までの実績を踏まえて届け出る基本報酬及び加算について必要書類の提出をお願いします。

*** 区分に変更がない場合も届出をお願いします。(兵庫県の取扱いとは異なりますのでご注意ください)**

1 必要書類

- (1) 様式第 5 号(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書) [全事業所]
- (2) 様式第 5 号 別紙 1-2(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表確認表) [全事業所]
- (3) 参考様式 1(従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表)[人員配置区分を変更する事業所のみ]
- (4) 下表の該当サービスの基本報酬欄の書類(「別紙〇〇」や根拠書類等) [全事業所]
- (5) 下表の加算が「あり」の場合は該当する加算の「別紙〇〇」 [該当する事業所のみ]

	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	就労定着支援
基本報酬	＜就労定着率区分＞ ・(別紙 36 の 1、別紙 36 の 1 の別添) または (別紙 36 の 2、別紙 36 の 2 の別添) ・就職後 6 月以上定着者の根拠書類	＜評価点区分＞ (別紙 37、別紙 37 の別添)	＜平均工賃月額区分＞ ・(別紙 40) ・別紙 40 に係る根拠資料 ・別紙 40 の別添 ※サービス費(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)を算定し、ピアサポート配置の場合	＜就労定着率区分＞ (別紙 41、別紙 41 の別添)
	視覚・聴覚等支援体制加算 (別紙 2、別紙 2-2)			就労定着実績体制加算 (別紙 42)
加算	移行準備支援体制加算 (別紙 30)	就労移行支援体制加算 (別紙 54)	就労移行支援体制加算 (別紙 39)	
		重度者支援体制加算 (別紙 4)		
加算	高次脳機能障害者支援体制加算 (別紙 57)			
			目標工賃達成加算 (別紙 68)	

※様式第 5 号及び別紙様式については尼崎市役所ホームページよりダウンロードしてください。

○トップページ > 市政情報 > 申請書ダウンロード > 障害者支援(申請書) > 【障害福祉サービス等】指定に係る各種様式

○掲載ページ URL : https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_syogaisya/042tiikiseikatu.html

2 提出期限

[1]4 月 15 日(火曜日)までの提出→4 月から算定

[2]4 月 28 日(月曜日)までの提出→4 月から算定

※[2]の場合、データ反映が 5 月以降となるため翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

3 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 北館 3 階

尼崎市 福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当

(電話番号)06-6489-6522 (ファクス番号)06-6482-3512

以上

(法人指導課 障害事業所指定担当)